

令和6年度

西関東土地改良調査管理
三方原用水二期地区
土地改良施設整理台帳付属図面作成その3業務

特別仕様書

関東農政局西関東土地改良調査管理事務所

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 この特別仕様書は、西関東土地改良調査管理 三方原用水二期地区土地改良施設整理台帳付属
図面作成その3業務（以下「本業務」という。）に適用する。

- 2 本業務は、用地調査等共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書により実施する。
- 3 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
- 4 特別仕様書又は共通仕様書の間に関連がある場合、受注者は、監督職員に確認して指示を受けなければならない。

(業務概要)

第2条 本業務の概要は、次のとおりである。

(1) 実施場所

静岡県浜松市浜名区都田町地内ほか（別添施行位置図のとおり。）

(2) 調査区域

調査範囲は南部幹線 L=4.967km（西山調整池を含む。）とする。

(班編制)

第3条 本業務は、1班以上の編制により行うものとする。

第2章 貸与資料等

(貸与資料等)

第4条 本業務実施のために次の資料を貸与する。

資 料 名	数 量	備 考
工事出来形図（H27～R4年度）	1 式	
土地改良施設整理台帳（土地の部 ・権利の部）	1 式	
その他参考資料	1 式	

第3章 作業項目及び内容

(作業項目及び数量)

第5条 本業務の作業項目及び数量は、次のとおりである。

作 業 項 目	数 量	備 考
(1) 作業計画の策定	1 業務	
(2) 現地踏査（水路・道路等）	4.967km	

作 業 項 目	数 量	備 考
(3) 作業準備	7 件 (工事)	
(4) 土地改良施設整理台帳 (工作物の部) 関係図面の作成 (水路路線図)	2 枚	
(5) 土地改良施設整理台帳 (工作物の部) 関係図面の作成 (水理縦断図)	1 枚	
(6) 土地改良施設整理台帳 (工作物の部) 関係図面の作成 (施設管理図)	1 8 枚	
(7) 土地改良施設整理台帳 (工作物の部) 関係図面の作成 (構造図のタイトルボックスの編集)	2 8 7 枚	
(8) 土地改良施設整理台帳 (土地の部・権利の部) 関係図面の作成 (用地管理図)	1 8 枚	
(9) 施設図郭割図の作成	2 枚	

(指示事項)

第6条 作業項目ごとの指示事項は、次のとおりである。

図面の作成にあたっては、「国営造成施設の戦略的保全管理のための情報整備についての細部運用について」(平成24年11月20日付け24農振第1508号農林水産省農村振興局整備部長通知)で定める、別添2「土地改良施設整理台帳付属図面等作成要領」に基づき作成する。

構造図について、改修工事等により形状が変更となった施設については、工事最終契約図面のタイトルボックスだけを編集し図面を作成する。また、形状に変更がない施設については管理図面をトレースし図面を作成する。

(管理技術者)

第7条 管理技術者の要件は、共通仕様書第8条第3項によるものとする。

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。

なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

第4章 打 合 せ

(打合せ)

第8条 本業務の実施に当たっては、次の段階で打合せを行うものとし、管理技術者が出席するものとする。また、打合せの場所は、関東農政局西関東土地改良調査管理事務所とする。

- (1) 業務に着手するとき
- (2) 業務の中間2回
- (3) 成果物とりまとめの段階

ただし、別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第4.1条に定める作業計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第5章 成 果 物

(成果物等)

第9条 提出する成果物及び提出部数等は、次のとおりとする。

成 果 物	提出部数	装 丁 等
・ 土地改良施設整理台帳付属図面 ①水路路線図 ②水理縦断面図 ③施設管理図 ④構造図 (タイトルボックスの編集) ⑤用地管理図 ⑥施設図郭割図	電子データ	正副2部 CD-R等
	書 面	2部 製本 (A1二つ折り)

- 2 成果物の提出先は、静岡県菊川市加茂2280-1
関東農政局 西関東土地改良調査管理事務所とする。

第6章 契 約 変 更

(契約変更)

第10条 業務請負契約書に規定する協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第5条に示す、「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (2) 第6条に示す、「指示事項」に変更が生じた場合。
- (3) 第8条に示す、「打合せ回数」に変更が生じた場合。
- (4) 第9条に示す、「成果物」及び「提出部数」等に変更が生じた場合。
- (5) 履行期間に変更が生じた場合。
- (6) その他

第7章 そ の 他

(低入札価格契約における第三者照査)

第11条 別紙1に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合において、受注者は「業務請負契約書第11条照査技術者」及び「共通仕様書第9条照査技術者及び照査の実施」については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任において共通仕様書等を基本とする第三者の照査 (以下、「第三者照査」という。) を実施しなければならない。

2 第三者照査の企業に要求される資格

- (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当していないこと。
- (2) 関東農政局における測量・建設コンサルタント等契約に係る令和5・6年度 (当該業種区分) の一般競争 (指名競争) 参加資格の確認を受けていること。
- (3) 関東農政局長から、測量・建設コンサルタント等業務に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 共通仕様書第30条守秘義務を遵守できるものであること。
- (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。
 - ①資本関係
 - (ア) 親会社と子会社の関係にある
 - (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある
 - ②人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている

- 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格
第三者照査を行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力と経験を有する以下の者であること。
 - 照査技術者と同等の当該部門の業務実績を有する者
 - 照査技術者と同等の技術者資格を有する者
- 4 照査技術者の通知
受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査を行う照査技術者を定め発注者に通知するものとする。
- 5 照査計画
受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照査とあわせて業務計画書に照査計画として、具体的な照査時期、照査事項等を定めなければならない。
また、照査結果については、その都度監督職員に報告しなければならない。
- 6 成果物とりまとめの段階時の打合せへの立会い
特別仕様書第8条に示す打合せのうち、成果物とりまとめの段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。
- 7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録
共通仕様書第12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス(AGRIS)の登録にあたっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。
- 8 契約不適合責任
引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、業務請負契約書第41条契約不適合責任のとおり、受注者に対し、成果物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。

(疑義)

第12条 本特別仕様書に疑義を生じたとき又は定めのない事項については、監督職員の指示を受けるものとする。

別紙1（第7条、第8条及び第11条関連）

【割合】

下記の業務区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、予定価格算出の基礎となった同表 A～D までに掲げる額の合計額に10分の110を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が10分の8を超える場合にあっては10分の8と、10分の6に満たない場合にあっては10分の6とするものとする。

業種区分	A	B	C	D
補償コンサルタント	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額